

在宅医療勉強会

往診料① ～加算について～



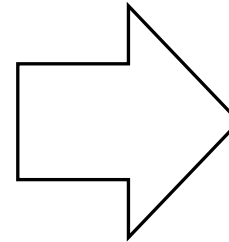
往診料に対する加算

2024年度改定では、かかりつけ患者以外への往診の評価がされており、緊急往診加算、夜間・休日往診加算、深夜加算について、「訪問診療患者」、「連携医療機関の訪問診療患者」、「継続的に診療をしている外来患者」、「連携している介護保険施設入所者」、「それ以外の患者」で区分けされ、「それ以外の患者」の夜間・休日往診加算、深夜加算が減算されている。

緊急往診加算

標榜時間で外来診療中 緊急の往診が必要と判断

- 心筋梗塞や脳血管障害等が予想される
- 15歳未満(小児慢性特定疾病の対象者は20歳未満)は上記に加え低体温やけいれん等が予想される
- 終末期患者



緊急往診加算
325点～850点



夜間・休日 往診加算

405点～
1700点

- 夜間とは18時から22時、6時から8時
- 休日とは日曜日、祝日
- 1月2日、3日、12月29日、30日、31日は休日として扱う

深夜往診加 算

485点～
2700点

- 22時から翌朝6時

算定例

＜平日の診療時間 9時から17時＞

1/24(金)17:30に往診を行った場合

再診料＋時間外加算

往診料

※往診料に時間外加算はありません。

※時間外、夜間、深夜の加算は、医師が患家に到着した時間です。



患家診療時間加算

診察時間が1時間を超えた場合に、30分又はその端数を増すごとに100点を加算

診察時間とは

- 実際に診療にあたっている時間
- 交通機関の都合、その他診療の必要以外の事由によって患家に滞在又は宿泊した場合、その時間については診療時間に含めない

同一患家において 2人以上の患者を 診察した場合

- 1人目は往診料を算定
- 2人目以降は初診料若しくは再診料を算定
- 2人目以降の患者の診察に要した時間が1時間を超えた場合は、その旨を摘要欄に記載し、患家診療時間加算を算定することができる

算定例

同一患家で、Aさんと、Bさんに往診を行った場合（Aさんに往診料を算定）

診察時間：Aさん30分 Bさん1時間10分

Aさん ⇒ 往診料

Bさん ⇒ 再診料

患家診療時間加算（＋100点）

※Bさんは、Aさんと同一患家のため、往診料は算定できないので再診料を算定。

診察時間が1時間超えているので、100点が加算されます。

新設 往診時医療情報連携加算

在支診・在支病と連携体制を構築する在支診・在支病以外の医療機関が訪問診療を行っている患者に、在支診・在支病が往診を行った場合**200点**が算定可能。

他の在支診・在支病以外の医療機関と月1回程度の定期的カンファレンスやICTの活用により連携体制を構築していることが要件。



新設

介護保険施設等連携往診加算

介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホームの協力医療機関が、当該介護保険施設等に入所する患者の急変等に伴い往診を行った場合**200点**が算定可能。

介護保険施設等の名称や活用した患者の診療情報、急変時の対応方針及び診療の要点を診療録に記録する。



在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 100点
(機能強化型在支診・在支病に限る)

在宅療養実績加算1 75点
(在支診・在支病に限る)

在宅療養実績加算2 50点
(在支診・在支病に限る)

在宅ターミナルケア加算 3,500点～6,500点

看取り加算 3,000点

(在宅ターミナルケア加算を算定する場合に限る)

死亡診断加算 200点

(看取り加算を算定していない場合に限る)

酸素療法加算 2,000点

(在宅ターミナルケア加算に対する加算)

ご清聴ありがとうございました

お困りのこと、疑問点ございましたら
申込みメールアドレスへ
お気軽にご連絡ください

